

歯科

全科実例
による
社会保険

診療

2019年
4月版

歯科保険研究会 編

購入者限定! 無料特典付き

- ▶ 歯科診療 2019 電子版
- ▶ 電子リーフレット ひと目でわかる「医療広告ガイドライン」
- ▶ 更新情報メールサービス



歯科診療報酬点数早見表

(平成30年10月1日実施)

注：() の点数は6歳未満の乳幼児もしくは著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数

	歯科疾患管理料を算定した場合 再度の初診は治療終了後2ヵ月以降	外来環1*	時間外	休日	深夜	乳	乳 時間外	乳 休日	乳 深夜
			休日・深夜を除く 標準時間外	日曜・祝日 12/29~1/3	午後10時~ 午前6時	6歳未満	乳幼児における時間外, 休日, 深夜の診療		
初診	歯科初診料.....237*/226	+23	+85	+250	+480	+40	+125	+290	+620
再診	歯科再診料.....48*/41 明細+1	+3	+65	+190	+420	+10	+75	+200	+530

《※印は施設基準届出が必要》

	特	乳+特	特連	乳+特連	特連*	特地
	著しく治療が困難な者		治療環境に円滑に 適応できるようにする		特連医療機関	特連を除く 歯科診療所
初診	+175	+215	+250	+290	+100	+100
再診	+175	+185				

※印は算定に文書による情報提供が必要な場合	
医学管理 歯科疾患管理料(歯管).....100 文書提供加算*.....+10 エナメル質初期う蝕加算 (かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所).....+260 洗口指導加算*(4歳以上13歳未満, 修復終了後).....+40 注) う蝕多発傾向者が対象 総合医療管理加算.....+50 口腔機能管理加算*.....+100 小児口腔機能管理加算*.....+100 歯科衛生実地指導料1*(月1回, 15分以上).....80 歯科衛生実地指導料2*(月1回, 15分以上または合計15分以上).....100 (歯科診療特別対応連携施設・地域歯科診療支援病院) 周術期等口腔機能管理計画策定料*.....300 (手術等に係る一連の治療中1回) 周術期等口腔機能管理料(I)* 手術前(1回に限る).....280 手術後(3月以内, 計3回まで).....190 周術期等口腔機能管理料(II)* 手術前(1回に限る).....500 手術後(3月以内, 月2回まで).....300 周術期等口腔機能管理料(III)* (放射線治療, 化学療法(予定患者含)または緩和ケアを受ける患者)(月1回).....190	歯周病患者画像活用指導料.....10 2枚目から1枚につき(1回につき5枚限り).....+10 新製有床義歯管理料*(装着月1回に限る) 困難.....230 上記以外.....190 診療情報提供料(I)*.....250 歯科診療が困難な者または歯科訪問診療料算定患者を, 以下に紹介した場合の加算.....+100 (歯科診療特別対応連携施設, 地域歯科診療支援病院, 医科保険医療機関, 指定居宅介護支援事業者) 歯科診療特別対応連携施設または地域歯科診療支援病院が歯科診療実施保険.....+100 医療機関に紹介した場合の加算 診療情報提供料(II)*.....500 診療情報連携共有料*(医科との連携).....120 歯科特定疾患療養管理料(月2回まで).....150 共同療養指導計画加算*.....+100 歯科治療時医療管理料(1日につき).....45 退院時共同指導料I*(在宅療養支援歯科診療所1, 2)(1回のみ).....900 (上記以外の歯科診療所)(1回のみ).....500 特別管理指導加算.....+200 薬剤情報提供料*(月1回, 処方内容変更の場合はその都度).....10 患者の求めに応じて手帳に記載した場合.....+3

画像診断	単純撮影(I)(フィルム料含む)	単純撮影(II)	パノラマ断層撮影(フィルム料含む)				デジタル撮影					
	() の点数は一連症状確認	(スタタスエックス2等)(フィルム料含む)	四ツ切	小児型	咬合型	カビネ	オルソパントモ型	「電」	「パ電」	「CT電」	「他電」	時間外緊急院内 画像診断加算 (1日につき)
	標準型.....48(38) 小児型.....47(37), 48(38) 咬合型.....59(49) 咬翼型.....59(49) 全顎10枚法.....438 全顎14枚法.....449 3歳未満の乳幼児には撮影料50/100加算 3歳以上6歳未満の幼児には撮影料30/100加算	スタタスエックス2.....154 (カビネ使用)1枚 注) フィルムの算定については, 使用フィルムと 四ツ切フィルムとの面積比により算定する.	四ツ切.....311	小児型.....317	咬合型.....315	カビネ.....372	オルソパントモ型 (小) 11.8 (大) 10.1	「電」 58 (48)	「パ電」 402 (402)	「CT電」 1,170 (1,170)	「他電」 213 (171)	時間外 休日 深夜+110
	フィルム料(6歳未満1.1倍)	標準型	咬翼型	四ツ切	小児型	咬合型	カビネ	オルソパントモ型				
		2.8	3.9	6.3	2.3	3.0	3.6	3.7				
	デジタル撮影	エックス線	パノラマ	歯CT	その他							
	電子画像管理加算(フィルム料なし)	10	95	120	60							

(日本歯科医師会「社会保険歯科診療報酬点数早見表」平成30年版を元に作成)

消費税引き上げを10月に控えた 今後の診療報酬改定と 医療保険制度改革の動き

1 はじめに

2018年4月の診療報酬改定から1年が過ぎた。読者諸氏も記憶にあるとおり、歯科診療所への影響が甚大な初・再診料への施設基準設定等が導入された歴史的な大改定であったことから、現場が診療報酬の改定内容に適応していくには相応の時間を要することとなった。歯科に関連する疑義解釈が、新設された施設基準を含め数多く出されていることから、今回の解説ではなるべくフォローできる部分を追加することとした。

2019年10月の消費税率10%への引き上げに伴う診療報酬改定は、歯科初診料が14点引き上げられ、施設基準の届出がなされた場合では237点から251点に、歯科再診料については3点引き上げられ、施設基準の届出がなされている場合は51点になる予定である(図1)。今回、医科の外来の初診料、再診料よりも歯科の上げ幅が大きくなっているが、これにより、いわゆる「医科歯科格差」とされている医科と歯科の初・再診料の点数の違いが少し是正されたこととなる。中医協の議論では、当初から消費税の引き上げについては基本診療料である初・再診料の引き上げを行うことが議論されていた。

ところで、通常、制度改革は10年後、20年後の社会状況を予測して見直されることが多い。10月以降、消費税が8%から10%へ引き上げられることが予定されているが、消費税のみでなく、少し先の将来を見据えて政府は政策展開するのが常で、最近では2025年問題に変わり、2040年問題がクローズアップされてきている。

図2に示すとおり、2040年になると15～65歳未満のいわゆる生産年齢が、2015年

2019年10月の初再診料の改定				2019年10月の訪問診療料の改定				
施設基準		2018年10月			2018年4月		2019年10月	
あり	歯科初診料	237点	→	251点	歯科訪問診療料1	1,036点	→	1,100点
	歯科再診料	48点	→	51点		歯科訪問診療料2	338点	→
なし	歯科初診料	226点	→	240点			歯科訪問診療料3	175点
	歯科再診料	41点	→	44点				
初診料(医科外来)		282点	→	288点				
再診料(医科外来)		72点	→	73点				

図1 中央社会医療協議会総会(2019年2月13日)で承認された歯科の初・再診料等の引き上げについての配布資料(歯科部分を中心に抜粋)

1

歯科初診料の注1 (院内感染防止対策)

平成 30 年度診療報酬改定で歯科初診料に施設基準（感染予防対策）が設けられ、施設基準の届出を行っていない歯科診療所では平成 30 年 10 月から初・再診料が減算されることとなりました。ここでは、平成 30 年 3 月末以降に出された疑義解釈も踏まえて、施設基準と今後必要となる対応について解説します。

	～ 2018 年 9 月	2018 年 10 月 ～ 2019 年 9 月	2019 年 10 月～
注 1 届出あり	初診 234 点 再診 45 点	初診 237 点 再診 48 点	初診 251 点 再診 51 点
注 1 届出なし		初診 226 点 再診 41 点	初診 240 点 再診 44 点

1

施設基準

1. 口腔内で使用する歯科医療機器等について、①患者ごとの交換や、②専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等、十分な院内感染防止対策を講じていること。

具体的には、下記の 2 つの条件を満たす滅菌器を使用する必要があります。

- ・装置の一般的名称が

- 包装品用高圧蒸気滅菌器
- 未包装品用高圧蒸気滅菌器
- 小型包装品用高圧蒸気滅菌器
- 小型未包装品用高圧蒸気滅菌器

等であること

- ・添付文書（または取扱説明書）の使用目的に、「器具機材の滅菌が可能」なことが記載されていること

※アルコール等を使用した高圧蒸気滅菌器も該当します。

※消毒を目的とした装置（器具除染用洗浄器等）は該当しません。

（平成 30 年疑義解釈その 1 問 3）

2. 感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を確保していること。
3. 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る研修を 4 年に 1 回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が 1 名以上配置されていること。

4

口腔内装置の算定方法

平成 30 年度の診療報酬改定で、これまで「床副子」という区分で算定することとされていた各種口腔内装置について、算定区分の見直しと点数・算定方法の大幅な変更が行われました。また、3 月末以降の疑義解釈・通知訂正による算定方法の変更もありました。

ここでは、比較的算定頻度の高い装置を中心に、各種口腔内装置の算定方法やレセプト記載について解説します。

平成 30 年度改定前	平成 30 年度改定後
I017 床副子 1 簡単なもの 650 点 2 困難なもの 1,500 点 3 著しく困難なもの 2,000 点 4 摂食機能の改善を目的とするもの(舌接触補助床) イ 新たに製作した場合 2,000 点 ロ 旧義歯を用いた場合 500 点 I017-2 床副子調整・修理(1口腔につき) 1 床副子調整 イ 睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床の場合 120 点 ロ イ以外の場合 220 点 2 床副子修理 234 点	I017 口腔内装置(1装置につき) 1 口腔内装置 1 1,500 点 2 口腔内装置 2 800 点 3 口腔内装置 3 650 点 I017-1-2 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置(1装置につき) 1 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 1 3,000 点 2 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 2 2,000 点 I017-1-3 舌接触補助床(1装置につき) 1 新たに製作した場合 2,500 点 2 旧義歯を用いた場合 1,000 点 I017-1-4 術後即時顎補綴装置(1顎につき) 2,500 点 I017-2 口腔内装置調整・修理(1口腔につき) 1 口腔内装置調整 イ 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置の場合 120 点 ロ 歯ぎしりに対する口腔内装置の場合 120 点 ハ イ及びロ以外の場合 220 点 2 口腔内装置修理 234 点

*オクルーザルランプを付与した口腔内装置、スピーチエイド、ホット床等の装置については、従前どおり「口蓋補綴、顎補綴」の区分で算定します。

E 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置の調整・修理

傷病名 睡眠時無呼吸症候群

月日	部位	治療内容	点数	負担金
4/13		初診	237	
		睡眠時無呼吸症候群にて口腔内装置を製作希望。Zスリープクリニックからの情報提供書を持参。う蝕なし、歯周炎なし、プラークコントロール良好、顎関節に問題なし。治療計画を文書にて提示		
		特疾管	150	
		情報提供書に基づき、口腔内装置治療を行う。歯科的には問題なし。しかし、プラークコントロール、顎関節の症状には、十分気をつけるように指示		
		印象採得	230	
		咬合採得（下顎を前方へ3mm、切歯間距離4mmで咬合採得）	283	
4/27		再診 明細	48+1	
		SAS-OAp1 set	3,000+300	1
		OAp調（イ）装置の適合状態確認。前方3mm、切歯間4mmで、顎関節の違和感、痛みなどが無いことを確認し、固定	120	2
		特疾管	150	
		装置の取扱、着脱を説明し、文書にて提供		
実日数 2日			計4,519点	

- Q 口腔内装置調整・修理の「歯ざしりに対する口腔内装置の場合」は、当該装置の装着日と同日に算定できるか。
- A 算定できない。口腔内装置調整・修理は、「睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置の場合」を除いて、口腔内装置等の装着日と同日の算定はできない。
(平成30年疑義解釈その1 問28)
- Q 口腔内装置に関する診療報酬明細書の記載事項について、留意事項通知の(1)のイ〜リまでに規定するものの中から該当するものを記載することとなっているが、平成30年9月診療分以前の電子レセプトまたは書面による請求を行う場合において、「傷病名部位」欄から当該装置の種類が明らかである場合は装置名（レセプト表示文言）の記載を省略して差し支えないか。
- A 差し支えない。
(平成30年疑義解釈その3 問22)

保険解説

睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置

《SAS-OAp》(1装置につき)

- 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 1
《SAS-OAp1》……………3,000点
 - 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 2
《SAS-OAp2》……………2,000点
- ①製作方法の区分(97頁参照)に従い、それぞれ所定点数を算定する。
- ②印象採得は1装置につき230点、咬合採得は283点(SAS-OAp1の場合に限る)、装着は300点を算定する。
- ③製作後に患者の都合等により診療を中止した場合の請求は、歯冠修復物または欠損補綴物の製作後診療を中止した場合の請求(418頁参照)と同様。

④算定は明細書「処置・手術」の「その他」欄に、印象採得、咬合採得および装置(装着料を含む)の点数をそれぞれ記載する(「SAS-OAp1」または「SAS-OAp2」と表記)。また、「摘要」欄に紹介元保険医療機関名(医科歯科併設の病院で院内紹介を受けた場合は担当科名)を記載する。

睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置調整・修理(1口腔につき)

- 口腔内装置調整(イ SAS-OApの場合)
《OAp調(イ)》……………120点
 - 口腔内装置修理《OAp修》……………234点
- ①新たに製作したSAS-OApの装着時または装着後1月以内に、製作を行った保険医療機関において適合を図るための調整等が必要となり調整を行った場合に、1回に限り算定する。
- ②同一の患者について1月以内に調整または修理を